

## 坂戸都市計画土地区画整理事業の変更（坂戸市原案）

告示年月日  
令和 年 月 日

都市計画坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業を次のように決定する。

| 名称       |   | 坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業                       |                   |       |       |    |
|----------|---|--|-------------------|-------|-------|----|
| 面積       |   | 約47.4ha                                    |                   |       |       |    |
| 公共施設の配置  | 道路  | 種別   | 名称                | 幅員    | 延長    | 備考 |
|          |   | 幹線街路                                       | 3・3・21号<br>坂戸東川越線 | 25.0m | 約780m |    |
|          | 上記幹線街路を根幹として、区画道路（幅員6～12m、一部施行区域外を含む）、特殊街路（幅員6m）を宅地の利便に供するよう適宜配置する。 |  |                   |       |       |    |
|          | 公園  | 周辺の自然環境を考慮し、地区北側に区域面積の3%以上の公園を配置する。        |                   |       |       |    |
| その他の公共施設 | 本地区内の雨水排水は、都市計画道路3・3・21号坂戸東川越線を挟んで北側と南側に整備する調整池に貯留した後、農業排水路に放流する。   |  |                   |       |       |    |
|          | 汚水排水は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の公共下水道に接続する。<br>上水道に関しては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団より給水を受ける。      |  |                   |       |       |    |
| 宅地の整備    |   | 大街区の形成により、産業系施設の立地を誘導し、周辺環境に配慮した産業団地を形成する。 |                   |       |       |    |

「施行区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本地区は都心から約45km圏にあり、首都圏中央連絡自動車道坂戸インターチェンジの出入口に隣接するなど交通利便性に優れている地区である。また、本地区は、「坂戸市都市計画マスタープラン」において、開発推進地区に位置付けられ、自然環境との共存に配慮しつつ、広域高速道路網の優位性をいかし、工業・流通など産業振興に資する土地利用を推進すると位置付けられている。土地区画整理事業により道路及び公園などの公共施設を整備改善するとともに、良好な産業団地の創出を図るため、土地区画整理事業区域約47.4haを都市計画決定するものである。

### 都市計画として定める区域

坂戸市大字小沼字附島、字雲雀町、字砂田、字二ツ島、字高尾名、字松ノ木、字大道路、字堀ノ内、字東谷町、字五反田及び字島崎の各一部